

子どももの健やかな成長を応援します

— 児童手当・児童扶養手当など —

小学校6年生までのお子さんを育てている人に

児童手当

お子さんを育てている人に対して、生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成のために支給します。

■受給できる人

小学校卒業前の児童を育てている人。ただし、育てている人の所得額が制限限度額を超えていないこと。

■手当の月額

3歳未満…1人1万円

3歳以上

第1子・第2子…5千円

第3子以降…1人1万円

■認定請求の仕方

直接窓口(本庁舎19番窓口)で認定請求してください(公務員は勤務先へ請求)。出生などにより児童が増えたときは、額改定請求書の提出が必要

要です。

■注意点

認定になると、申請のあった月の翌月から手当が支給されます。受け付け以前の手当はさかのぼって支給されませんので、早めに手続きをしてください。

所得額が制限限度額を超えたため受給できなかったときは、翌年の5月に改めて認定請求することができます。

■平成21年度所得の限度額

扶養親族などの数	自営業者(国民年金加入者など)	サラリーマン(厚生年金など加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円



10カ月検診に来て、楽しく遊んでいた親子

■児童手当現況届の提出を

児童手当を受けている人は、毎年6月中に現況届を提出しなければなりません。対象者には関係書類を**6月5日(金)**に発送する予定です。必要事項を記入の上、提出してください。提出がないと6月以降の手当が受けられなくなります。

問い合わせ

児童家庭課家庭福祉係

内線 3616・3617

■平成21年度児童手当現況届受付日程

月日	受付する地区	受付場所
6月19日(金)	飯豊・二子・更木地区	本庁舎1階市民ロビー 午前8時30分～正午 午後1時～5時
6月22日(月)	黒沢尻9～20区	
6月23日(火)	黒沢尻21～27区	
6月24日(水)	黒沢尻1～8区	
6月25日(木)	黒岩・口内・稲瀬・相去・鬼柳地区	和賀庁舎1階市民ロビー 午前9時～11時30分
6月26日(金)	和賀地区	
	江釣子地区	江釣子庁舎1階事務室 午後1時～4時

※日程表の期間以外土・日・祝日を除くは、直接窓口(本庁舎19番窓口)で受け付けます。また、所得限度額超過のため現在手当を受けていない人でも、平成20年中の所得額や扶養親族の数などにより受給できる場合がありますので、問い合わせください。

■受給できる人

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を育てている人。ただし、社会福祉施設に入所中の場合を除きます。

■児童の障がいの程度

手当には1級と2級があり、次のような障がい該当します。

▽1級Ⅱ身体障害者手帳1級から2級程度の重度の障がいや、療育手帳A程度の知的障がい

▽2級Ⅱ身体障害者手帳3級から4級程度の中度の障がいや、これと同程度の知的障がい

■所得制限

手当を請求する本人もしくは配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が制限限度額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

■手当の月額

1級Ⅱ50,750円
2級Ⅱ33,800円

障がいのあるお子さんを育てている人に

特別児童扶養手当

児童扶養手当

母子家庭に対して、生活の安定や自立の促進のために支給します。

■受給できる人

次のどれかの条件に当てはまる児童を育てている母親または母親に代わってその児童を育てている人。ただし、手当を受けようとする人が公的年金給付を受けることができるときなど対象にならない場合がありますので、詳しくは

問い合わせください。

▽両親が離婚した児童(事実上の婚姻関係を解消した場合を含む)

▽父親が死亡した児童(遺族年金受給者は申請できません)

▽婚姻によらず生まれた児童

▽父親が重度障がい者の児童

▽父親が1年以上同居せず、生計を維持しないで遺棄している児童

▽父親が1年以上刑務所などに収容されている児童

▽両親の所在が不明の児童



外で元気に遊んでいる横川目保育園児

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	認定者本人		扶養義務者 (同居の親兄弟など)
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人	209万円	382万円	426万円

■手当の月額

児童1人 41,720円、児童2人 5千円加算、児童3人以上 1人当たり3千円加算。

※児童が18歳になる日以降最初の3月まで(ただし、障がい児の場合は20歳の誕生日前日まで)支給します。

■所得制限

手当を請求する本人またはその扶養義務者の前年の所得額が制限限度額を超えるときは、一定期間減額または支給を停止します。

■所得の限度額

お母さん頑張ってください！

母子家庭の自立に向けて「子育てや生活の支援」「就業支援」などを行っています。どうぞご相談ください。

母子および寡婦

福祉資金貸付制度

母子家庭や寡婦の皆さんが、就業や子どもの進学などで資金が必要なときは貸し付けを受けることができます。

貸し付けの条件や限度額、利率、返済方法など詳しくは県南広域振興局北上総合支局管理福祉課 ☎65-2732へ問い合わせください。

母子家庭

自立支援事業

母子家庭のお母さんの就業に向けた能力開発と就業の促進を支援します。事前に手続きが必要ですので、あらかじめ当課へご相談ください。

■自立支援教育訓練給付金

ホームヘルパー講座など就業に必要と認められる市が指定する講座を受講した場合、

その費用の一部を助成します。

■高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金
看護師や介護福祉士などの資格取得のために2年以上養成機関で受講する場合、最後の2分の1(最大18カ月)の間、給付金を支給します。さらに、修了後に修了支援給付金を支給します(ただし、平成20年4月以降の入学者のみ)。

▽促進給付金

市町村民税非課税世帯
：月額103,000円

市町村民税課税世帯
：月額51,500円

▽修了支援給付金

市町村民税非課税世帯
：50,000円

市町村民税課税世帯
：25,000円